○民間非営利活動拠点施設条例施行規則

平成十二年十二月二十日

宫城県規則第二百七号

改正 平成一四年九月一三日規則第一〇二号

平成一六年一○月二○日規則第一一○号

民間非営利活動拠点施設条例施行規則をここに公布する。

民間非営利活動拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、民間非営利活動拠点施設条例(平成十二年宮城県条例第百三十八号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請書)

第二条 条例第十条第一項の規則で定める様式は、様式第一号とする。

(平一六規則一一○・旧第四条繰上・一部改正)

(使用許可書の交付)

第三条 指定管理者は、条例第九条第一項の許可をしたときは、様式第二号による使用許可 書を交付するものとする。

(平一六規則一一○・旧第五条繰上・一部改正)

(公募の方法)

- 第四条 条例第九条第四項の規定による公募は、新聞への掲載、インターネットの利用その 他の住民に広く周知できる方法によって行うものとする。
- 2 指定管理者は、条例第九条第四項の規定により公募を行うに当たっては、使用する者の 資格、応募の期間、利用料金、申請の方法、選考方法の概略その他必要な事項を明らかに しなければならない。

(平一六規則一一○・旧第六条繰上・一部改正)

(選考の方法等)

- 第五条 条例第九条第四項の規定による選考は、抽選その他の公正な方法によって行うものとする。
- 2 指定管理者は、条例第九条第四項の規定により使用する者を選考した場合には、その者 を使用予定者として決定し、当該使用予定者に対し、条例第九条第一項の許可をするもの とする。
- 3 指定管理者は、前項の使用予定者を決定したときは、当該使用予定者のほかに使用補欠

者を決定することができる。

- 4 指定管理者は、前項の使用補欠者を決定したときは、当該使用補欠者に対し、その旨を 通知するものとする。
- 5 指定管理者は、第二項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、 前項の規定による通知があった日から起算して一年以内の期間に限り、当該使用補欠者に 対し、条例第九条第一項の許可をすることができる。
 - 一 使用の許可を取り消された場合
 - 二 使用の許可期間の満了前に使用の取消しを申し出た場合

(平一六規則一一○・旧第七条繰上・一部改正)

(使用変更許可申請書)

第六条 条例第十一条第二項の規則で定める様式は、様式第三号とする。

(平一六規則一一○・旧第八条繰上・一部改正)

(使用変更許可書の交付)

第七条 指定管理者は、条例第十一条第一項の許可をしたときは、様式第四号による使用変 更許可書を交付するものとする。

(平一六規則一一○・旧第九条繰上・一部改正)

(利用者の遵守事項)

- 第八条 条例第九条第一項の許可を受けた者その他民間非営利活動拠点施設(以下「拠点施設」という。)を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
 - 二 許可を受けた使用の目的以外の目的に使用しないこと。
 - 三 拠点施設の施設、設備、器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - 四 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - 五 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
 - 六 他の利用者に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、又は動物(身体障害者補助犬法 (平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を 伴い入館しないこと。
 - 七 指定管理者の許可を受けないで、物品を展示し、又は販売しないこと。
 - 八 指定管理者の許可を受けないで、壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示すること。

(平一六規則一一○・追加)

(使用終了の届出)

第九条 使用者は、拠点施設の施設又は設備の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定 管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(平一六規則一一○・旧第十五条繰上・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、拠点施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一六規則一一○・旧第十六条繰上)

附則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

宮城県民間非営利活動プラザ使用許可申請書

年 月 日

指定管理者

配

申請者 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

民間非営利活動拠点施設条例第9条第1項の規定により、下記のとおり使用したいので申請します。

記

使 用 目 的										
使用予定人員	名	使用責	任者					(電話	番号)
使用施設等	等	使	用	期		間			※利用料会	をの額
事務室()	年	月 日~	年 月	日					か月(円)
展示室大	年	月 日~	年 月	目					か月(円)
展示室 小	年	月 日~	年 月	目					月(円)
レストラン	年	月 日~	年 月	日					か月(円)
研 修 室	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
第一会議室	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
第二会議室	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
第三会議室	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
ロッカー()	年	月 日~	年 月	日					か月(円)
情報回線設備	年	月 日~	年 月	日					か月(円)
拡 声 装 置	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
視聴覚設備	年	月 日	時 分~	年	月	日	時	分	時間(円)
備考									合計	円

- (注)1 「事務室」の()内には、大、中、小の別を記入してください。
 - 2 「ロッカー」の()内には,大,小の別を記入してください。
 - 3 ※印欄は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

宮城県民間非営利活動プラザ使用許可書

第号年月

申請者 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

殿

電話番号

指定管理者

ED

年 月 日付けで申請のありました施設等の使用について、下記のとおり 許可します。

記

使 用 目 的		
使用予定人員	名 使用責任者 (電話	番号)
使用施設等	度 用 期 間	※利用料金の額
事務室()	年 月 日~ 年 月 日	か月(円)
展示室大	年 月 日~ 年 月 日	か月(円)
展示室 小	年 月 日~ 年 月 日	日(円)
レストラン	年月日~年月日	か月(円)
研 修 室	年月日時分~年月日時分	時間(円)
第一会議室	年月日時分~年月日時分	時間(円)
第二会議室	年月日時分~年月日時分	時間(円)
第三会議室	年月日時分~年月日時分	時間(円)
ロッカー()	年 月 日~ 年 月 日	か月(円)
情報回線設備	年 月 日~ 年 月 日	か月(円)
拡 声 装 置	年月日時分~年月日時分	時間(円)
視聴覚設備	年月日時分~年月日時分	時間(円)
備考		合計 円
許可の条件		

様式第3号(第6条関係)

宮城県民間非営利活動プラザ使用変更許可申請書							
指定管理者	年 月 日 殿						
申請者	住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)						
	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)						
	電話番号						
民間非営利活動拠点施設条例第11条第1項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。							
	記						
許可年月日及び 番号	年 月 日 第 号						
変更の内容							
変更の理由							

様式第4号(第7条関係)

	宮城県民間非	ド営利活動 こ	プラザ使用	変更許可	第	月	号 日
申請者	住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)						
氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)							
	電話番号						殿
	指定管理者						
年 とおり許可しま [~]	月 日付けで す。	申請のあり	ました施設	等の使用	の変更に	ついて,	下記の
		記	ı				
許可年月日及び 番号		年	月	日	第	Ę	<u>.</u>
変更の内容							
変更の理由							

附 則 (平成一四年規則第一○二号) この規則は、平成十四年十月一日から施行する。 附 則 (平成一六年規則第一一○号) この規則は、平成十七年四月一日から施行する。 様式第1号(第2条関係)

(平16規則110・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平16規則110·一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(平16規則110·一部改正)

様式第4号(第7条関係)

(平16規則110・一部改正)